

会議録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和7年度第1回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【委嘱状交付】（公開）

【挨拶】（公開）

【委員自己紹介】（公開）

【委員長、副委員長選任】

【挨拶（委員長・副委員長）】（公開）

【入札・契約制度の概要】（公開）

(1) 上越市入札監視委員会の概要

(2) 上越市の契約制度の概要

(3) 令和7年度の入札・契約制度について

(4) 上越市財務規則【抜粋】

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和7年5月9日（金）午後1時30分から午後4時00分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局3階 災害対策室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- 委員：今本委員長、井部副委員長、伊藤委員、福本委員、竹内委員、宝池委員
- 事務局

上越市：柳澤財務部長、佐藤契約検査課長、横田副課長、工藤係長、松井係長、
春日主任

ガス水道局：佐藤総務課長、森口副課長、金井係長

（審議案件担当課等）

道路課：杉谷係長

河川海岸砂防課：中村参事、小竹技師
都市整備課：中ノ瀬係長、後藤係長
教育総務課：北島係長
浦川原区建設グループ：長谷川グループ長
生活環境課：荒川副課長、佐藤主任
社会教育課：福山課長
ガス水道局供給計画課：原係長
ガス水道局総務課：近藤係長

8 発言の内容

【開会】

佐藤契約検査課長： 只今から、「上越市入札監視委員会 令和7年度第1回会議」を開会いたします。

上越市では、市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するため、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴いただけるようにしておりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

また、傍聴される皆様におかれましては、会議に対する発言権がないこと及び会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願ひいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

【委嘱状交付】

佐藤契約検査課長： 始めに、委員の皆様の委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びしましたら、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

(伊藤委員から50音順に交付)

ありがとうございました。

【挨拶】

佐藤契約検査課長： それでは、財務部長の柳澤がご挨拶を申し上げます。

柳澤財務部長： 改めまして、本日は本年度第1回目の上越市入札監視委員会となります。よろしくお願ひいたします。

只今、委嘱状を交付させていただきました。新委員の方を交えて、この6人の構成員で本年度よろしくお願ひしたいと思っております。

まずお詫びを申し上げます。昨年度末に上越市の発注業務において、大きな誤りを発生させる事案がございました。昨年来の委員の方にはお知らせしましたが、総合評価方式による入札に関しまして、私共の事務誤りにより、最高点数の業者を落札業者とせずに、誤った業者を落札業者としてしまい、工事、支払いも全て終了してしまったという事案が発生しました。

昨年度末に市議会及び市民の皆様にお詫びを申し上げ、関係の事業所の皆様にもご説明申し上げまして、お詫びを申し上げたところでございますが、公共発注という信頼を揺るがし兼ねない事案を発生させましたことに改めてお詫びを申し上げますと共に、その後再発防止に努めて、現在、仕事をしておりますので、何卒ご理解をいただきたいと思います。

その様な中ではございますが、最近の市内、国内含めての経済状況、人件費が高騰したり、物件費が高騰したり、あるいは電気、ガス、水道といったエネルギー価格も増え、経費がかかってしまう状況になってしまっています。これは公共の発注においても全く同じで、発注事業に非常に大きな経費がかかるようになっております。

その流れの中で、国も契約の発注事務の関係でいくつか改善が図られています。その内の一つが、地方自治法が改正され、130万円までが随意契約で可能だったものが、この令和7年4月1日から200万円までになりました。

当市では、これに対して令和7年6月1日に改正することを考えておるところでございますが、併せて、中山間地域の中小企業者の持続可能な経営をサポートするという意味で、地域保全型入札制度を本年度から試行的に始めております。

これは地域におられる業者が地域の仕事を受注出来るようにするという制度であり、一部の自治体では先行して実施しておりますが、当市もそれらについて本年度から試行的に進めていくことで、検討しております。

いずれにいたしましても、市民の皆様から納めて頂いた税金を基に仕事をするということで、その中でも発注業務というのは公正公平で透明性のあるものでなくてはならないと考えておりますので、それらのことについて、我々の行った発注業務が正しかったのかどうか、課題はないのかというものを今後、会議の場で議論していただくということになっております。本年度もそのような形で進めていただきたいと思っておりますので、厳しい意見も含めて、忌憚のない議論をしていただきたいと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

【委員自己紹介】

佐藤契約検査課長： それでは、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。委嘱状をお受け取りになられた順にその場で一言お願ひいたします。
では伊藤様からお願ひいたします。

全委員： (伊藤委員から委嘱状交付の順に自己紹介)

佐藤契約検査課長： ありがとうございました。
続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

本委員会で審議いただく案件は、上越市及び上越市ガス水道局を対象としていますので、契約事務担当である市契約検査課及びガス水道局総務課で事務局を務めさせていただきます。

それでは、事務局の自己紹介をさせていただきます。

事務局職員：（契約検査課佐藤課長から順に自己紹介）

佐藤契約検査課長：以上のメンバーで事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【委員長・副委員長選任】

佐藤契約検査課長：それでは、次に委員長及び副委員長の選任に移ります。

上越市附属機関設置条例施行規則第2条第2項において、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、皆様いかがいたしましょうか。

全委員：（立候補等なし）

佐藤契約検査課長：お声がないようですので、事務局で腹案がございますが、お示ししてよろしいでしょうか。

全委員：お願いします。

佐藤契約検査課長：それでは、委員長につきましては、これまで5期にわたり委員長を務めていただきました、今本様に、引き続きお願いできればと考えております。

また、副委員長につきましては、これまで2期にわたり、委員を務めていただいた井部様からお引き受けいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

全委員：（異議なしの声あり）

佐藤契約検査課長：ありがとうございます。それでは、今本様から委員長を、井部様から副委員長をお引き受けいただきたいと存じます。今本様、井部様、よろしくお願ひいたします。

それではお二方につきましては前の席に移動いただき、恐れ入りますが、就任のご挨拶を一言ずつお願ひいたします。

【挨拶（委員長、副委員長）】

（今本委員長、井部副委員長から挨拶）

佐藤契約検査課長：ありがとうございました。これより、会議に入りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。

次第、委員名簿、座席表、資料1（上越市入札監視委員会の概要）、資料2（上越市の契約制度の概要）、資料3（令和7年度の入札・契約制度について）、資料4（上越市財務規則【抜粋】）、資料5-1（発注状況総括表 市発注）、資料5-2（発注状況総括表 ガス水道局発注）、資料6（指名停止措置状況の報告）、資料7（抽出案件の概要 No.1～No.10）、以上でございますがよろしいでしょうか。

佐藤契約検査課長： それでは会議の進行につきましては、上越市附属機関設置条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願ひしたいと存じます。

なお、本日の出席委員は6名、皆様がお揃いですので、上越市附属機関設置条例施行規則第3条第2項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、委員長よろしくお願ひいたします。

【入札・契約制度の概要】

- (1) 上越市入札監視委員会の概要
- (2) 上越市の契約制度の概要
- (3) 令和7年度の入札・契約制度について
- (4) 上越市財務規則【抜粋】

今本委員長： それでは、次第に沿って始めたいと思います。

「7 入札・契約制度の概要」、「資料1 上越市入札監視委員会の概要」について、事務局から説明をお願いします。

佐藤契約検査課長： <「資料1」に基づき説明>

佐藤契約検査課長： 次に、この委員会で審議する案件の抽出についてご説明させていただきます。案件の抽出は、委員の皆様にお願いすることとしておりますが、これまで、委員のお名前の50音順に抽出をお願いしておりました。

なお、案件数は、市発注分、ガス水道局発注分、あわせて10件を抽出いただくようお願いしております。

今回は、委員改選後の最初の会議でありましたので、事務局の方で、今本委員長に案件の抽出をお願いしています。

次回以降の案件の抽出についてですが、これまでどおり、委員のお名前の50音順で抽出をお願いすることでおよろしいでしょうか。

全委員： (意見等なし)

佐藤契約検査課長： なお、その場合、次回の案件の抽出につきましては、伊藤委員にお願いすることとなります。よろしいでしょうか。

伊藤委員： はい。

今本委員長： 只今、会議における審議案件の抽出について、事務局から提案がありましたが、伊藤委員より了承いただきましたので、お願いさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

その他、事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願ひします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 次に「資料2 上越市の契約制度の概要」及び「資料3 令和7年度の入札・契約制度について」、「資料4 上越市財務規則【抜粋】」につ

いて、一括して事務局から説明をお願いします

佐藤契約検査課長：<「資料2「資料3」「資料4」に基づき説明>

今本委員長：ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願ひします。

今本委員長：初めての方もいらっしゃるかと思いますので、一覧の「審議」の時にわからない事があれば、またお聞きいただければと思います。

竹内委員：「資料2 上越市の契約制度の概要」を見て、制限付き一般競争入札で参加資格要件を定めてあり、メリットに不適格業者を可能な限り排除と記載があり、デメリットでは不適格業者が参加する可能性がありと記載があります。不適格業者はメリット、デメリットに両方出てきますが、不適格業者を排除出来ず、入札に参加してしまう場合というのはどのような業者なのか疑問がありますので、例を挙げて教えていただければと思います。

また「資料3 令和7年度の入札・契約制度について」では、現場代理人の常駐（兼任）義務の緩和措置について、小さい4,500万円未満の工事についてと記載がありますが、上越市は合併して広く、各区いろいろな所へまたがるとなると10kmという制限はありますが、小さい工事で5件までが至る所はないかもしれません、すごく離れている区の工事でも可能という認識でよろしいでしょうか。

以上2点、確認としてお聞きしたいです。

松井係長：契約検査課の松井と申します。1つ目の質問についてご説明いたします。制限付き一般競争入札での不適格業者についてですが、メリットとしては市が提示する入札に参加する資格要件に対して、要件を満たす業者が参加出来ます。デメリットのところの不適格業者というのは、手を挙げて入札に参加しましたが、結果こちらが求めている技術者を配置出来ない等、要件を満たさないことが入札後にわかるということをここで言っております。

竹内委員：参加資格要件を定めて発注すると可能な限り排除されているような気がしますが、でもやはり後になってみないとわからない、というように受け取ったがそれでよろしいでしょうか。

松井係長：その通りです。その工事のランクで参加出来る業者であっても、入札後、技術者を配置できない、要件を満たさないということもあります。

春日主任：契約検査課の春日です。2つ目の質問についてご説明いたします。

「資料3 令和7年度の入札・契約制度について」にありました、現場代理人の常駐（兼任）義務の緩和措置に関しまして、原則1工事に対し、現場代理人を1人配置する必要があるますが、昨今の技術者不

足という話がありますので、現場の間隔が 10km というような場合に限り 2 件まで兼任を認めますということです。

先程、竹内委員がおっしゃられました、例えば名立区と柿崎区といったところで 10km 以上離れることになりますが、そのような場合は、認められないと判断しております。

竹内委員： わかりました。先程の春日主任の回答で、市としては工事 1 件に付き 1 人の現場代理人とおっしゃられたが、兼務が 5 件まで認められることとなると、例えば、現在 1 件受けていて、次のもう 1 件を受けようとする時に、現場が近くなので現場代理人が兼務出来るため、人件費は削ることができ、他の業者よりも有利になるのではないかと思ってしまいます。次の案件の入札では人件費を計上し、実際、契約決定した先に契約した案件と比較し、同時に動いている現場とで現場代理人を兼務してしまうため、受けた案件の人件費が浮くのではないかとイメージとしてあり得るのではと思ってしまいます。

春日主任： 「資料 3 令和 7 年度の入札・契約制度について」の現場代理人の常駐（兼任）義務の緩和措置の説明書きは前半と後半がありまして、前半は 1 件 4,500 万円未満の工事については、合計が 9,000 万円未満で 5 件まで兼任を認めますという内容です。

後半の方は 4,500 万円以上だとしても、相互に調整をする工事、いわゆる関係のあるような工事につきましては、4,500 万円を超えても 2 件まで兼任を認めますというような主旨になります。

こちらの現場代理人の常駐（兼任）義務の緩和措置の主旨としまして、出来るだけ現場代理人を数多く配置しなくても良いように、1 人で 2 件を兼任できれば、2 つの工事を受注できますので、業者にとって良いように緩和しているというのがこちらの主旨になります。

竹内委員のおっしゃる通り、1 人で 2 つの現場を受け持てば、人件費として 2 人分よりも当然安くなるでしょうし、そのような考え方もあるとは思いますが、市の主旨としましては、業者が出来るだけ工事を受注できるようにという主旨の緩和になります。

竹内委員： わかりました。

宝池委員： 「資料 2 上越市の契約制度の概要」の予定価格について聞きたいのですが、上越市入札監視委員会の質問としてはそぐわない内容かもしれません、予定価格が適正であるかどうかという検証は誰がいつ行っているのでしょうか。

松井係長： 予定価格が適正かどうかについてですが、設計を組んでいる工事や委託であれば、契約検査課検査係の検査員が適正に積算しているかどうかを確認しております。その設計書の金額が予定価格になっており、適正なものと判断しております。

設計書によらないものについては、参考見積書を業者から徴して参考見積額を予定価格としていますが、その場合は必ず1者からの見積ではなく、2者以上の見積を取って比較し予定価格とするようにしています。

宝池委員： この契約の流れの中で契約検査課検査係という方々は、工事の内容までも確認しているということですね。

松井係長： その通りです。

宝池委員： わかりました。

今本委員長： 他、よろしいでしょうか。

全委員： (意見等なし)

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第の「8 報告」、「(1) 発注状況について」の市発注について、事務局から説明をお願いします。

(市発注)

佐藤契約検査課長： 資料5-1に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

佐藤総務課長： 資料5-2に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

宝池委員： 先ほどの説明で、上越市があって、今回ガス水道局があって、なぜ、2つあるのでしょうか。1つにできないのでしょうか。

柳澤財政部長： 元をただせば両方とも上越市であります、市では収入をもってその支出に充てる特別会計と税金等で賄う一般会計があり、それとは別にガス水道局はガス水道料金等で事業を行っている企業会計であり、市長とは別に事業管理者があり、別の組織となっていることから、発注についても、それぞれで行っているもので、一般会計は契約検査課が、ガス水道局は総務課が行っています。

宝池委員： 契約検査課は上越市とガス水道局で1つですか。

柳澤財政部長： 契約検査課は税で賄っている一般会計部門です。ガス水道局総務課がガス水道部門で契約を行っております。

宝池委員： なぜ、市とガス水道局の落札率が違うのでしょうか。

柳澤財政部長： ガス水道局はガス水道の本管とかの管の工事が大部分を占めており、業種によって各業者の見積の仕方や、業界の動きや資材価格の様々なものが応札価格に反映されるので、一概に 2 つあれば 2 つとも同じではなく、もちろん建築、土木、委託のそういったものでもそれぞれ落札率は違いますので、業種によって落札率は違うものになります。

宝池委員： 落札率は色々な割合がございますが、長い年限で積み重ねた場合、例えば 5 年サイクルぐらいで見直しということはありますか。例えば落札率 90% が 3、4 年も続くのであれば、もうすでに設計額が高いということがわかりますから、5 年目に全体を下げるとか、或いは反対に落札率 99% であれば市の設計額が安いということがわかりますから、これは 5 年先に設計額を上げるというような見直しというのはあるのでしょうか。

柳澤財政部長： まず落札率というのは、発注する価格、いわゆる予定価格に対し、業者がいくらで応札したかが、この割合になります。同じ価格であれば 100%、9 割だと 90% となりますので、落札率を操作するということはできません。

結果として業者の入札額が落札額になるため、各業者がどのような価格で応札してくるかによって落札率が変わるので、何年も同じような数字でしたり、その年によって大きく変わることもあります。

発注する価格、いわゆる予定価格を市場価格に正確に反映したものと捉えて、それによって業者が応札していただけるということを大前提に設計しており、その結果として出てくるのが落札率ですので、落札率は私共で操作出来ないということになります。

宝池委員： わかりづらいです。

柳澤財政部長： また会が進むに従って色々疑問をお持ちになると思いますので、その都度聞いていただければと思います。

宝池委員： 私としては、設計単価 100 円と言っているものに対し、業者は 90 円で良いと言っているのだから、設計単価を 90 円にしたら良いのではと思います。90 円で良いと言っているのに 100 円にするのは納得出来ません。

柳澤財政部長： そのような意味ですと、100 円のものを 90 円で良いと業者が言っているのであれば 90 円で契約します。

宝池委員： その設計単価を見直しすることはないのでしょうか。

90 円が何年も続いていれば設計単価 100 円というのはやはり高いのだから、ランクを下げるといった見直しはないのでしょうか。

柳澤財政部長： 例えば今の話ですと、設計単価 100 円のものが何年も 90 円で契約

しているのであれば、設計単価 100 円は高いのではないかという話ですね。

設計をする単価や数量は基本的に国土交通省や新潟県によって決められた単価がありますので、宝池委員のおっしゃっている事例だと設計単価 100 円というのが、その年によって 80 円や 90 円になったりすることもあります。

そのような場合はそれに伴い、100 円というものを 90 円で発注し、業者は 90 円という金額を 80 円で良いという方も出てきます。

その設計額の増減というのが設計額の結果ということで、設計単価の見直しをしております。

今本委員長： 物品の場合はその都度見積合わせするので、こちらでは決められない所はありますよね。過去の入札監視委員会の状況を見てきて、戦略的に安い値段で色々駆使して契約出来ることもある様ですので、その辺は恐らく見て聞いていただくと分かるのではないかと思います。

また何か疑問があれば質問をお願い出来ればと思います。

竹内委員： 説明の中で総合事務所という言葉が出てきましたが、市の工事、委託、物品は、総合事務所で契約する権限があるのかということと、上越市の「令和 6 年度発注状況総括表」の中に、物品・印刷・賃貸借でいうと 20~30 万円以下等の金額の低い案件は、総合事務所で独自に発注することができ、また、その金額と件数は含まれているのでしょうか。

また、これは入札に関係ないかもしれません、市の中心部だと都市ガス、田舎だとプロパンガスのイメージがあり、プロパンガスはガス水道局とは関係ありませんし、水道メーターと連動して下水道料金も支払っていますが、本管の更新は、長期的、計画的にやられているのでしょうか。その辺りも入札結果とは関係ありませんが、少し教えていただきたいです。

ガス水道局の金額と件数は、ガスの方が大きく占めているのか、もしかかるのであれば教えていただきたいです。

佐藤契約検査課長： まず前段の総合事務所について説明します。契約検査課で行う業務は、入札という扱いになります。入札に該当する案件は基準額というものが決まっており、例えば工事ですと、130 万円超の案件は入札、それ以下のものは少額なので、入札によらない方法で担当課が発注することができます。

「令和 6 年度発注状況総括表」については、基準額を超えて入札に該当した案件を記載した表ですので、各課が発注している少額の工事や、賃貸借、印刷等の案件はここに入っておりませんが、令和 5 年度までは少額に該当する随意契約の一部を契約検査課でやっていたた

め、その件数が入っています。令和6年度から総合事務所の基準に合わせて担当課で発注することとなり、このような表になっているということをご理解いただければと思います。

佐藤総務課長： 1点目はこの間、報道でも出されていますが、様々な設備の老朽化に伴い色々な不具合が出ている地域もあることを承知しております。

設備更新についてガス水道局では、ガス、水道、下水道に係る設備等の維持更新に取り組んでいるところですけれども、まさに竹内委員がおっしゃられたとおり、必要な修繕等を計画的に進めているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

金井係長： ガス水道局の金井と申します。2点目についてですが、正確な数字がすぐ出ませんが、明らかに水道の方が多いです。ガスは都市ガスで都市部のみしか入っておりませんので、上越市全体に供給している水道事業の方が多い状態となっております。

竹内委員： わかりました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： それでは、次に「(2) 指名停止措置状況」について、事務局から説明をお願いします。

佐藤契約検査課長： 資料6に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見等がありましたらお願ひします。

今本委員長： (株)バイオポリ上越の指名停止措置は4回目ということで、前回も「指名停止措置状況」の報告に出てきましたが、市としてこういう状況についてどのように考えておられるのか気になっています。

柳澤財政部長： これはごみ袋という市民生活に直結した業務ですので、納期が遅れても、ある程度在庫が市場に出回っているため、即欠品にはならないということなのですが、指名停止を繰り返していることを重く見て、今まで(株)バイオポリ上越のみでしたが、リスク分散のため今年度から第2の業者にも製造していただき、(株)バイオポリ上越の負担を少し減らすと共に、第2の業者からも納入を担ってもらった中で、市場でのごみ袋の欠品が起こらないように新たな対策をとっているところでございます。

今本委員長： わかりました。確かに(株)バイオポリ上越のごみ袋は割と環境に配慮した物だったと記憶しておりますが、その第2の業社も同じ性能と考えてよろしいでしょうか。

柳澤財政部長： そうです。ただのごみ袋ではなく、バイオ素材を活用したごみ袋であり、県内にある同様のごみ袋を作成している業者に、一部のごみ袋

の作成を現在、委託しています。

市民の皆さんには広報上越等で、生ごみ袋 10L、15L、燃やせるごみ袋 5L のごみ袋の色や手触りが少し変わります、というお知らせが出ていると思います。それは新しい業者で製造したものです。

今本委員長： わかりました。ありがとうございました。

他に何かございますか。

無ければ、「8 報告」については終わりたいと思います。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： 続きまして、「9 審議」、「抽出案件の審議について」に移ります。
審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

佐藤契約検査課長： これまで、審議については、1 件ごとに行わせていただいております。その際、必要に応じて、案件を抽出いただいた委員から抽出理由の補足をいただいた後、事務局で案件の概要等の説明を行った上で、質疑応答に入るという形をとってまいりました。

また、審議案件の担当部署の職員も本会議に同席させていただいておりますので、委員の皆様のご質問やご意見に対し、必要に応じて説明をさせていただきます。

今回の会議につきましても、同様に進めさせていただきたいと考えております。

今本委員長： 審議の進め方については、事務局からの説明のとおりに進めることでよろしいでしょうか。

全委員： (異議なし)

今本委員長： それでは、今回は私の方で 10 件を選びました。抽出理由については、資料の下段に記載がありますので、ご確認ください。

今本委員長： これより、審議に入りますが、同席されている案件の担当部署の担当者は、発言の際、部署名と名前を言っていただいてから、回答いただくようにお願いします。

それでは、審議案件について、No.1 から順に審議してまいりたいと思います。抽出理由の補足がある場合は、私が説明します。

《No.1 旧橋撤去工事》

今本委員長： それでは、No.1 旧橋撤去工事ですが、落札率が高いという理由で抽出しました。

この件について事務局から説明をお願いします。

横田副課長： 契約検査課の横田です。1 件目の案件の旧橋撤去工事です。工事の概要は資料のとおりとなっております。本件は落札率が高いとの理由で抽出していただいております。

この契約の入札は、指名競争入札により行いましたが、2 者から事

前に参考見積書の提出を受けまして、そのうち低い額を予定価格として設定したものです。入札では予定価格の根拠とした参考見積書の提出業者が予定価格を下回る額で応札しまして、他の業者はそれよりも高い額で応札したため、結果として落札率が 99.33%となつたものです。

今本委員長： ありがとうございます。それでは只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見等がありましたらお願ひします。

伊藤委員： 資料 7「抽出案件の概要」の表の見方を少し教えていただきたいのですが、真ん中の表にあります予定価格と、その下の方にある表の予定価格が違いますが、どのような見方をすればよろしいでしょうか。

松井係長： 真ん中の表にある予定価格は税込の価格になっており、当初契約額の価格も税込の価格になっております。

下の方にある表の予定価格は税抜の価格になっております。入札の場合、業者から税抜の額で入札していただきますので、その入札した税抜の価格と税抜の予定価格を比較するということで、このような作りになっております。

伊藤委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他、何かございましたらお願ひします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 抽出していながら納得しました。それでよろしいかと思います。それでは、No.1 旧橋撤去工事については終わりたいと思います。

《No.2 河川しゅんせつ工事》

今本委員長： 続きまして、No.2 河川しゅんせつ工事について、落札率が 100%という理由で抽出しました。

こちらも同じく横田副課長から説明をお願いします。

横田副課長： 2 件目の案件は河川しゅんせつ工事です。工事の概要は資料のとおりとなっております。本件は、落札率 100%ということで抽出していただいております。

この契約の入札につきましても、指名競争入札により行いました。2 者から事前に参考見積書の提出を受けまして、低い額を予定価格として設定したものです。

入札においては予定価格の根拠とした参考見積書の提出業者が、参考見積額と同じ額で応札しまして、他の 13 者のうち 1 者は辞退、12 者はそれよりも高い額で応札したために、結果として落札率が 100%となつたものです。

今本委員長： ありがとうございました。こちらも私は納得していますが、他に何かあればお願ひします。

宝池委員： 参考見積書は 2 者からもらっておりますが、応札する場合に参考見

積書を徴した 2 者を指名から除外する手はないものでしょうか。必ず指名業者の中に入れるものなのでしょうか。

この 2 者は、他の指名業者から見ると非常に優位に感じてしまします。落札した額は 1,550 万円で、落札できなかつた額の最高額が 1,886 万円ですごい差がありますから、参考見積書を提出した業者が入札に参加するのはいかがなものかなと私は感じていますがどうでしょうか。

松井係長： 参考見積書を提出いただいた業者からは、例えば現場を見ていただいたりし、そのような手間も掛かっています。そのため参考見積業者は排除しておりません。

春日主任： 補足いたしますと、逆に排除する理由というものがないと思われます。今回の 3 番から 13 番の業者は、参考見積業者よりも安く応札することも出来たはずです。

そこに対して、1 番と 2 番については参考見積書を提出した業者でありますので、予定価格の額はこの辺かなという想像は出来るとは思います。例えば 2 番の業者だと、自社よりももう 1 者の方が少なかった、という現状があります。そのような意味で各業者は安い額を提示することが出来るというところで、参考見積業者が指名業者として入ることは可能であるというルールになっています。

もし指名業者から参考見積業者を除外するということになれば、参考見積書を提出していただける業者は無くなるのではないかと思われます。

宝池委員： 普通に考えれば、2 者から参考見積書をもらっていますが、見積書をもらうにしても、例えばある一部の単価を見積してくださいといふのであれば納得出来ますが、工事そのものを見積してもらいそれが予定価格となっているので、普通では考えられないなという感じがします。

今回この落札した 1 番の(有)一成建設ですが、例えばこの業者からしてみたら今、仕事がないのでどうしても仕事が欲しいために儲けは度外視したとしても、1,550 万円で参考見積書を出してしまったため、1,500 万円で応札することは恐らく出来ないと思います。

春日主任： そこは想像の域を超ませんので、先程申し立とおり、参考見積書は 2 者以上から提出いただくため、2 番の(株)杉政建設の方が安かつたという可能性もあったわけです。そういう場合、自社で提出した参考見積書と同額で出しても落ちなかつたということになります。

また、先程と同じ事を申しますが、3 番から 13 番についても頑張つて安い額で応札することは出来たわけですので、同じ土俵にのつていると考えております。

今本委員長： No. 1 旧橋撤去工事で、見積額よりも安く入札している例もあります。これまでも委員から色々と、なぜその見積書の価格よりも低く入札するのか、というような意見もありましたが、これは戦略と言いますか、その後、もう一度色々良く考えてみたらもう少し安く出来る、といったことがどうもあるようです。そのような理解でいいでしょうか。

春日主任： 今本委員長のおっしゃるとおりでして、例として、一旦 100 万円で参考見積書を提出していても、本番では 50 万円で応札されるという例が時々あります。

その場合は、予定価格を 100 万円と設定したのに 50 万円で応札したということは、落札率 50%でするので、低入札価格調査の対象になり、本当にその金額で大丈夫という事になりましたら、落札決定ということになります。

今本委員長： 私の方で 2 件とも見積書の事案を抽出してしまいましたので、設計のような案件を抽出した方が良かったのかなと思いましたが、それはともかくとして、春日主任のおっしゃるとおりです。

竹内委員： No. 1 旧橋撤去工事でもそうでしたが、網掛けが 2 箇所あります、これは参考見積書を徴した業者ということでおろしいでしょうか。

春日主任： その通りです。

竹内委員： 2 者からもらっているということですか。

春日主任： 申し訳ありません、表記が抜けていました。おっしゃるとおりです。

竹内委員： No. 1 旧橋撤去工事の田中運輸機工(株)の入札額 297 万円が予定価格になっていて、No.2 河川しゅんせつ工事では、(有)一成建設の入札額 1,550 万円が予定価格になっています。

こちらは納得しておりますが、No. 1 旧橋撤去工事では大和土建工業(株)が落札し、参考見積額はいくらにしたのかはわかりませんが、頑張って入れたのかなと思います。

また、私の経験上、設計側から見ると、場所にもよりますが、参考見積書をもらう業者は前年度や少し前から施工場所に関わっている業者に参考見積書を依頼しやすいです。私もそれなりの資料を提出してくれる建設業者に聞いていますが、参考見積書の提出を依頼する業者に対して、市として第 3 者から指摘されることのないようなスタンスというのはお持ちなのでしょうか。

また、他の業者にももう少し聴きとりをすれば、もう少し緩やかな流れがあるのか、この工事としての適切はどこにあるのかということがわかると思いますが、積算基準の分かるしっかりした人が現場を見て、積算や仮設を考えてこうだというのがこれに近ければ、何ら問題はないと思います。

参考見積業者が2者というのは、決め手がよくわかりません。なぜ他の業者に聞いていないのかお伺いしたいです。

横田副課長： No.1 旧橋撤去工事の参考見積業者ですが、地理や旧橋の構図を熟知した見積業者ということで、建設に携わった大和土建工業㈱と旧橋の維持管理の業者であった田中運輸機工(㈱)から見積書を徴収しています。

中村参事： 河川海岸砂防課の中村です。No.2 河川しゅんせつ工事の参考見積書を徴取した担当課です。

河川のしゅんせつ工事は土木ですが、地域に密接する近場の業者2者から徴取させていただきました。

その他の業者も必要な金額で応札されたと思いますが、我々の方で参考とする価格を決めるために参考見積書を徴取した業者は、地理的に近い業者を設定いたしました。

今本委員長： 他はよろしいでしょうか。

全委員： (意見等なし)

《No.3 古川公園遊具更新工事》

今本委員長： それでは、No.3 古川公園遊具更新工事に移りたいと思います。

こちらは落札率が100%だということと、別にも遊具更新の事案はありましたが、そちらでも落札率が100%で高いということで今回抽出させていただきました。

横田副課長の方から説明お願いします。

横田副課長： 3件目の案件は、古川公園遊具更新工事です。工事の概要は資料のとおりとなっております。本件は、落札率が100%で高いということと、遊具更新の落札率が高くなる理由についてということで抽出していただいております。

この工事については、遊具の本体価格が直接工事費の70%以上となっています。そして当該遊具は、安全性に関する基準を満たした参考型番を示して、同等以上の規格を指定しておりますが、この遊具を取り扱っているメーカーが少ないとから、落札率が高くなる傾向にあるため、結果として100%になったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございました。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

宝池委員： 落札率100%についてですが、100%というのは常識的に考えてあり得ることなのでしょうか。

千円、1万円違うということであればわかりますが、100%というのはどう考えても私はあり得ないと思っていますが、どうしたら100%になるのでしょうか。

春日主任： この工事に関しては、参考見積書ではなく設計書により入札した案

件です。設計額というのは、柳澤財務部長が申し立とおり、国や県から単価が示されているもので、業者は入札する際には設計額に對して利益を考慮した上で、入札額をはじくわけですが、国や県が示した単価と同額で応札すると 100% という結果になります。

宝池委員： 今回の場合に限らず普通の工事もそうですが、積算基準というのはあるわけですよね。それは皆さん知っていますよね。

春日主任： おっしゃるとおりです。

宝池委員： 単価もありますよね。単価も公表されているのですか。

春日主任： 単価も公表されています。

宝池委員： 基準と単価が合えば 100% というのもあり得るんですね。

春日主任： 100% はあり得ますが、宝池委員のおっしゃられた基準と単価は同じ意味になります。

宝池委員： 単価というのは労務単価のことでしょうか。

春日主任： 労務もありますし、部品的な何かを 1 m² いくらですか、そのような単価がありまして、そちらで積算します。

宝池委員： 業者は応札時に国や県の単価を見たということでしょうか。

春日主任： 業者は単価を見て応札します。

今本委員長： こちらの案件は積算方式なのですね。

横田副課長： 設置と撤去工事費については決められた単価で算出しています。

今本委員長： 先程このような事案を選ばなかつたと申しましたが、選んでいたようではほっとしています。

2 者が応札した入札額に 5 万円の差があるのは、労務費を下げているとなると少し複雑な所があるような気がしますが、基準どおりで行くとこのようになるという理解でいいということですね。

宝池委員： 資料にジャングルジムと記載がありますが、私も子どものために遊具を 1 基購入しようかと思いました。どのメーカーも同じものはないですが、ぞうさん 1 基購入するのに安いものは 10 万円、高いものは 150 万円の開きがあり、全く同じものはないですが、これだけ値段に開きがあるのに、なぜ上越市は品物と金額を提示しているのでしょうか。

横田副課長： 今回のジャングルジムですが、日本公園施設業協会によって、安全基準に準拠した遊具を製造、修繕することが出来ると認定された企業によって製造された遊具という、かなり限定期的なものになっています。

宝池委員： 私もぞうさんを購入する時に、横田副課長が今おっしゃられた全ての条件を確認しクリアしていました。

先程も申しましたが、全く同じではなく、ほぼ同じ大きさのものが 10 万円から 150 万円までとかなり開きがあります。

中ノ瀬係長： 確かに同じような遊具でも、値段の開きが実際はあります。あくまでも安全基準を満たした上で、素材についての耐久性を考えて配慮させていただいており、同じように見える遊具でも素材が違ったり、素材によっては耐久性に差が出てくるものもあります。

例えばジャングルジムであれば、いくつかピックアップした中で素材を見ながら点数、順位付けをし、一番安くて良いものを選べるように精査してから、今回はこの型番で行こうというところで、参考の型番を公表し、同等もしくは同等以上のものを入札してくださいということでお願いしております。

今本委員長： 他、ないようでしたら次の案件に進みます。

全委員： (意見等なし)

《No.4 北諏訪小学校玄関スロープ設置工事》

今本委員長： それでは、No.4 北諏訪小学校玄関スロープ設置工事ですが、こちらも落札率が 100%だということで抽出しました。

横田副課長： 4 件目の案件は北諏訪小学校玄関スロープ設置工事です。こちらは落札率が 100%と高いということで抽出していただいております。この契約の入札は指名競争入札により行いまして、2 者から事前に参考見積書の提出を受けましてそのうち低い額の方を予定価格として設定しました。

入札においては、予定価格の根拠とした参考見積書の提出業者は、参考見積額と同じ額で応札しまして、他の 13 者の内 4 者は辞退、9 者はそれよりも高い額で応札したため、結果として落札率が 100%となつたものです。

今本委員長： ありがとうございました。納得しました。

何かございましたらお願ひします。

福本委員： 参考見積書を提出した安い金額の方の業者が参考見積額と同じ額で応札しているから落札率が 100%という説明ですが、参考見積書を提出した業者が落札する可能性、確率は何%ですか。

または、参考見積書を提出した業者が落札することがほぼ 100%なのであれば、参考見積書を提出した業者が金額を流しているということはないでしょうか。それともまたま市が依頼する業者が、一番安い所を狙って応札してくるのでしょうか。

今回の案件に限らず、全体として参考見積書を提出した業者が落札するのは、どのくらいの割合になるでしょうか。

横田副課長： 正確な率かはわかりませんが、100%でないことだけは確かです。

福本委員： それでも相当高いですよね。相当高いということは、金額が漏れていたりしませんか。それとも市がたまたま安く参考見積書を提出してくれる業者を狙って依頼しているのですか。

春日主任： 参考見積書を徴する業者は各担当課で選んでいますが、例えば今回の北諏訪小学校玄関スロープ設置工事で言いますと、元施工業者、工事の安全管理、施工管理面を考慮して、株大島組と相村建設㈱に参考見積書を依頼しています。

先程の参考見積書を提出した業者が落札する割合は 100%ではない、というところに追加で説明させていただきますと、参考見積書を徴した案件ではありますが、低入札価格になる時もあります。

福本委員： 低入札価格があるのはいいですが、大体は参考見積書を提出した業者が安い額で落札することの方が多いですよね。

春日主任： 多いのは確かだと思います。

福本委員： それについて市としては疑問を持たないのでしょうか。

参考見積書を提出した業者が落札することが多いということは、自社はいくらで参考見積書を提出したというその金額が他の業者へ流れているというように疑わないのでしょうか。

入札額についても、どの業者も少しずつ変えて、小刻みに変わっているため私は疑ってしまいます。

春日主任： 確認の手段として、入札する時に工事費内訳書というものがありまして、なぜこの入札額になりましたかというような内訳書を提出していただいております。

福本委員： 市の予定価格は、入札に参加する業者はわからないですよね。

春日主任： そのとおりです。

福本委員： 単純に参考見積書を提出する業者が落札する割合が高いのではないかと思い、あえて低く見積ってくれる業者に参考見積書を依頼しているのか、それではないなら、金額が漏れているのではないかと私は思いました。

柳澤財務部長： まず金額が漏れているということは断じてありません。

それが事実だとすれば、大変な自体になります。

福本委員： 市が漏らしているという事実はないわけですよね。

柳澤財務部長： もちろんです。

福本委員： 参考見積書を提出した業者が金額を漏らしているのではないか、ということです。

柳澤財務部長： 参考見積書を提出した業者が落札する確率が高いということについては、100%ではないですが、そのような事が多いのは事実かと思います。それは参考見積書を依頼する時点で、かつてその建物を建てた、現在維持管理をしている等の関わりのある業者にまずお願いするというのが安く発注するための手段です。従ってそういったところの業者へまず指名する、あるいは見積を依頼する、そこから始まります。

例えば北諏訪小学校の校舎に何も関係していなかった業者よりは、設計図を持ってたり、施工経験があつたり、当然そのような他社とは違う経歴を持っている業者でありますので、税を使用して発注する立場とすれば、そういった方々が安く受注していただけるのであれば、そこは我々としては善とするところです。

例えば、ここでいう参考見積書を提出した2者が、自社の見積額を他社と共有することはないと思っておりますが、それがあったとしても、最終的に私共が発注した金額で落札していただける、それ以下で落札していただけるということであれば、税の使途として悪くはないと考えております。

福本委員： わかりました。

宝池委員： 私も福本委員がおっしゃった意見に賛成ですが、やはり参考見積書を提出した業者が入札に参加すること自体がおかしいということがまず1つ目です。

提出のあった参考見積書の低い金額が予定価格になるということに2つ目の疑問点です。

あともう1つが、もし参考見積書を提出した業者が本当に今回の工事を受注したいと思えば、この仕事は875万円ぐらい掛かるが、受注したいため、825万円ぐらいで参考見積書を提出し、その金額は恐らく予定価格になるから自社が落札するかもしれない、ということがすぐにわかつてしまうのではないかと思います。

私であれば、参考見積書を提出した業者があるならば、A社はいくら、B社はいくらの参考見積書を頂戴していますと公表し、皆さん入札してくださいとすることが公正、公平だと思います。その後、金額を上げるか下げるは業者次第です。

参考見積書をいただいたのであれば、まず公表するということです。その参考見積額を市が予定価格とするのであれば、公表するべきだと私は思います。

柳澤財務部長： 1つ目の参考見積書を提出した業者を指名するのはいかがなものかということですね。

まずこれについては先程も申し上げましたが、参考見積書をいただくということは、市の技術者が設計を出来ないもので、業者の見積を参考にしなければならないためお願いするものですが、このいただいた参考見積の業者を指名から外すということにつきましては、基本的にしておりません。これは先程も申し上げましたとおり、競争する中に入っていたかないといけないと思っておりますし、これは当市だけではなく、全国全ての自治体で同様の事で参考見積業者を指名しているということはあるというように思っておりますので、そこはそ

いうやり方があるということでご理解いただきたいと思います。

2つ目の見積価格イコール予定価格とするのはいかがかということについてです。

これは設計でもそうですが、設計した額がある、あるいは設計できなくて見積書をいただいて参考にした価格がある、それをそのまま予定価格にするということは、こちらも通常のことで、逆にこれを2割減や何%減とすると歩切ということになり、根拠のない金額の削減や根拠のない金額で発注することになり、法律で禁じられていますのでこのような事は出来ないと明確にうたわれております。

3つ目の見積額を皆さんに公表し、各業者に競争していただくのがいいのではないか、ということですが、これもつまり予定価格を事前に公表することになりますので、予定価格事前公表というのは現在制度としては取り入れておりませんので出来ません。

見積でいただいた金額を市の予定価格の参考とし、そして競争していただくということが、参考見積から入札、落札に至るまでのやり方になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今本委員長： それでは、時間も若干押してきてはいますので次に移りたいと思います。

《No.5 高田城址公園松くい虫防除（樹幹注入）業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.5 高田城址公園松くい虫防除（樹幹注入）業務委託ということで、これは落札率が高いという理由で抽出させていただきました。工藤係長の方から説明お願ひします。

工藤係長： この契約の入札は、4者の指名競争入札により行いましたが、そのうちの2者から事前に参考見積書の提出を受け、金額の低い方を予定価格として設定したものです。実際の入札におきましては、予定価格の根拠とした参考見積書の提出業者が、参考見積額と同じ額で入札しまして、他の3者はそれよりも高い金額で入札をしたため、結果として落札率が100%となったものです。

今本委員長： ありがとうございます。確認させていただきたいのですが、前回はどの業者と契約されていたのかわかりますか。

工藤係長： 同じ業者です。

今本委員長： わかりました。それでは他、何かございましたらお願ひします。

全委員： （意見等なし）

今本委員長： 他、無ければ次の案件に移りたいと思います。

《No.6 FWD調査・補修工法選定業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.6 FWD調査・補修工法選定業務委託ということで、こちらも落札率が高いということで、そもそもこうした案件で何社くらいが指名競争入札の入札参加資格があるかを確認したいとの理由

で抽出しました。

松井係長： この契約の入札にあたりまして、参考見積書を2者から徴し、金額の低い参考見積額を予定価格として設定しております。

入札においては、予定価格の根拠とした参考見積書の提出業者が参考見積額と同じ額で入札をし、他の3者のうち1者は辞退、2者はそれよりも高い額で入札をしたため、結果として落札率が100%となつたものであります。

今回の入札は、これまでの指名実績を参考に4者を指名いたしました。過去には7者を指名しておりましたが、今回指名をしなかつた3者については、現在、当市の入札参加資格のない業者でした。入札参加資格の資料から当該業務を指名できる業者を特定することは難しかつたため、今後の指名につきましては、県内の同種業務の入札結果を参考にしていきたいと考えております。

長谷川班長： 浦川原区総合事務所 建設グループの長谷川です。FWD調査の調査内容について、ご説明いたします。

アスファルト舗装を直す工事を行う前に、舗装の状態を調査するわけですが、専用の機械を積んだ車を道路に走らせまして、ところどころ力をかけて、たわみの状態を確認するものになります。

あともう1つは、この調査の中で、現在の舗装を切り取り、舗装の厚さを確認しまして、実際舗装の修繕を行う時に何cmの厚さで舗装をすれば良いのかと検討する調査になります。

今本委員長： ありがとうございます。先程3社は現在入札参加資格がないということで、最後の方で何か検討している、とおっしゃっていた気がするのですがこのことについて教えてください。

松井係長： 私共の方で現在この業務が出来る業者は4社と考えていますが、他市の方でも同じような業務をしておりますので、そこで入札に参加されている業者が上越市で入札参加資格があるかどうかを確認し、資格があるようでしたら、そこの業者を指名していきたいと考えております。

今本委員長： そういうことなのですね、わかりました。他に何かございますか。

井部副委員長： 今回は上越市内の4社でしょうか、それとも上越市外の4社でしょうか。また、次回から松井係長が今おっしゃったような業者を指名するということでしょうか。

松井係長： 今回の業者は市内に営業所がある業者になっています。

井部副委員長： 今後は市内に営業所が無くても、県内の他市に同じような業務経験があれば、その業者にお声を掛けていくとおっしゃられたのでしょうか。

松井係長： 結果を見て、その業者が市内営業所か県内業者になるかも知れませ

んが、参加が出来る業者は随時そのように見ていくようにしていきたいと思っています。

井部副委員長： わかりました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

今本委員長： 過去はこの業務が出来る業者は7社あったということですが、現在そのうちの3社に入札参加資格がないのは、営業所を無くしたとか、そういう理由でしょうか。

松井係長： 3社は入札参加資格の申請 자체がないので、現在、営業所があるかないかもわかりません。

今本委員長： わかりました。他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 無ければ次の案件に移りたいと思います。

《No.7 令和6年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その4）委託》

今本委員長： 続きまして、No.7 令和6年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その4）委託です。

先程「8 報告」「(2) 指名停止措置状況」でも話がありましたが、契約金額の妥当性（前年度との比較）と、以前問題となった納入遅れの改善状況についてという抽出理由で、その内の半分は先程回答いただいたと思います。工藤係長、説明をお願いします。

工藤係長： 概要ですが、家庭ごみ収集のための燃やせるごみ指定袋の作製及び市が指定する保管場所への納品を行うものです。

指定ごみ袋の素材は、地球温暖化防止等の観点から、焼却時の二酸化炭素発生量の抑制効果があるバイオマスプラスチック素材を採用しており、(株)バイオポリ上越は、非食用米を原料とするバイオマスプラスチックを配合した袋の製造ができる市内唯一の業者であるとともに、在庫を確保しながら指定袋取扱店からの注文に対応していく必要があることから、例年、一者随意契約しております。

なお、前年度の契約金額は、税込みで2,875万1,448円ですので、単純に契約金額を比較しますと、44万3,608円の増額、率にして1.54%の増額となっております。

今本委員長： ありがとうございました。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

井部副委員長： 先程「8 報告」「(2) 指名停止措置状況」の説明の際に新たな業者と契約したことでしたが、今回も(株)バイオポリ上越と随意契約していますが、新しい種類のごみ袋作成の業務も随意契約したのか、分かれば教えていただきたいのと、(株)バイオポリ上越が作成したごみ袋に対して新しい業者が作成したごみ袋は、手触りが変わりますというお知らせが出ているということは、(株)バイオポリ上越が作成してい

るものと全く同じものではないと思われますが、どちらの方が単価として安く作れるのか、ものが違うのであれば原価も違うといったように、恐らくスーパー等でごみ袋を買う際の各ごみ袋の金額はどの種類も同じだと思いますが、原価が違うのであればより安く作れる方の業者を今後採用することを検討されてますでしょうか。

荒川副課長： 生活環境課の荒川です。令和7年度からですが、まずは市民皆さんに指定ごみ袋を安定して供給しなければならないということで、県内に事業所を有する業者、1者と随意契約をしております。

2点目の作成単価でございますが、新しい業者と株バイオポリ上越との大きな差はございません。冒頭申し上げたとおり、まずは市民生活に影響がないように、新たに1者と契約をいたしまして、2者による生産体制を取っているということでございます。

今後どちらか1者になるのかということについては、現時点では考えておりません。と言いますのも、どちらか1者が、例えば生産体制が整わず指定ごみ袋を生産出来ない状態になる、ということも考えられますので、そうした時に緊急的にでもどちらかの業者で必ずごみ袋が作成出来る体制を整えたいという思いから、2者による体制になつております。

井部副委員長： わかりました。ありがとうございます。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 無ければ、改善されることを願って、No.7の案件についてはこれで終わりたいと思います。

《No.8 令和7年度上越市二十歳を祝うつどい記念品》

今本委員長： 続きまして、No.8 令和7年度上越市二十歳を祝うつどい記念品ですが、新和メッキ工業㈱のチタン製定規で不具合があったという報道がありましたが、この品物を記念品に選んだ経緯等についてお伺い出来たらとのことで選ばせていただきました。こちらも工藤係長お願いします。

工藤係長： この記念品は、上越市の特産品であるメイド・イン上越認証品の中から、二十歳の門出を祝うとともに、当市ならではのオリジナル性と実用性を兼ね備えた記念品として、市が二十歳を祝うつどい実行委員会とともに選定したものであり、加工・販売会社が新和メッキ工業㈱に限られることから、一者随意契約により契約業者と契約金額を決定したものです。

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

竹内委員： 資料の概要のところに、数量は1,350本の納入があったと記載があ

り、新聞等の報道や市からの説明では、今年5月の「二十歳を祝うつどい」の参加者1,369人に記念品として配布されたという表現がありますが、1,350本と1,369本で数量が違うのはなぜかということと、令和5、6年と今年の記念品も同じ会社の同じ製品であり、ふるさと納税の返礼品として利用されていると新聞でも報道されていますが、そのおかげで1,350本作成後、市として納品時の確認はしてなかったのかと思うと19本違うのはなぜかと思いました。

昨年分の余った在庫や、ふるさと納税の返礼品で事前に作成していた分から「二十歳を祝うつどい」の記念品として1,369本確保したのかどうか、その経緯を教えていただければと思います。

福山課長： 社会教育課の福山です。数量は、1,350本納入いただいております。令和3年度からこちらの製品を採用させていただいておりまして、こちらの方で未使用のものがございまして、これを加えて用意しております。1,369本については欠席者を含めての数量となっておりますので、若干数字の方は変わってきてていると思われます。

それから全数確認の方ですが、令和3年にこの製品ができて、それ以降ずっと採用しておりましたので、メモリの方まで確認はしておりませんでした。

今回この不具合の確認がとれたということですが、抜き打ち或いは抜粋して対応していればこのようなことは無かったと反省点がございます。今後納入については、しっかり検収して参りたいと考えております。

竹内委員： しっかりと作成いただいた本数と、配布した本数で在庫管理をしっかりされているのかなと思いました。

恐らく何年も前から作成しているため、余った、配布した等を管理する帳簿みたいなものを作成していると思いますので、どこかで抜けて1本、2本合わないということがないという認識でいいでしょうか。

福山課長： しっかり確認しておりますので、その辺は間違いないということをご理解いただきたいと思います。

今本委員長： 今回このようなことがあり、例えば今後は変更することを検討されていないのでしょうか。

福山課長： 来年度以降の記念品については未定となっております。

状況を見ながら今後の対応は検討して参りたいと思います。

今本委員長： 他、いかがですか。

宝池委員： 不具合があった製品については、市でも弁償するという意味でしょうか。

福山課長： 現在、製品については引き換え対応となっております。業者の方へ直接お持ちいただくか、現物を送り返していただくということを基本

として対応しております。

宝池委員： 代替品を製造するということは費用も掛かるわけですから、市でも援助するということでしょうか。

福山課長： 製品の製造責任ということで、製造者が負担しております。市の方で改めて予算を組んでといった形にはなっておりません。

宝池委員： 製造者の責任もありますが、発注して受け取った市にも責任があるのではないか。例えば見えない箇所に不具合があった場合は、製造者に責任があるかもしれません、明らかに市の確認ミスだと私は思います。そのような不具合があったのだから、当然市が代替品の製造費用の半分程度を保障する必要があると私は思います。

福山課長： 現在そのような対応は取っておりません。納入された時に全ての製品のメモリを確認することは出来ないかもしれません、1,350 本のうちの何本かまたは 100 本に 1 本、業者との話の中では、今後 1 つ 1 つ確認したものを納品したいとおっしゃっております。欠席者にお配りするものについては、全て検品した上で間違いないものをお渡ししております。

今本委員長： それでは、No.8 の案件についてはこれで終わります。

以上が上越市の場合で、No. 9、10 の案件は上越市ガス水道局の案件です。

《No.9 可燃性ガス検知器等定期点検業務委託》

今本委員長： それでは、No.9 可燃性ガス検知器等定期点検等業務委託について、このような委託にしては落札率が高いのではないかということで抽出しました。金井係長、説明をお願いします。

金井係長： この業務委託は、当ガス水道局で所有するガス漏れ等を調査する際に使用する可燃性ガス検知器等 84 台を消耗品等の交換を含めた点検を行うもので、毎年度行っている業務委託となります。

予定価格は税込 199 万 5,708 円であり、指名競争入札で行いました。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。

抽出理由として、「このような委託にしては落札率が高い。」ということあります。

落札率は 95.35% ありますが、まず、設計金額の算出に当たっては、担当課において、資料に記載の業者名が網掛けとなっている 3 者となります。その結果、最低額で設計金額となったものは昨年度受注者の(株)丸互が提示した税抜 1,814,280 円となっています。

(株)丸互は入札時においても、同額の金額で入札をしたことから、十分精査した内容で参考見積を提出したものと思われます。

一方、受注者となった高坂防災(株)は、同じく参考見積依頼業者です

が、参考見積は、税抜 2,053,200 円で提出しており、入札金額 1,730,000 円を考慮すると、84.26%と大幅に減額した金額で入札したことになります。

また、先ほどご説明させていただいた発注状況における令和6年度の委託平均落札率は 92.12%であり、若干、高めの結果となっておりますが、設計金額を決定する参考見積の積算の精度により、落札率が大きく変わってくることがあるのが実情となっています。

今本委員長： ありがとうございました。只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願ひします。

竹内委員： 参考見積を3者取っていて、株丸互が一番低かったようですが、落札者は約200万円で見積もりを出しているのが約170万円で入札していることにちょっと疑義に感じることと、毎年似たような委託を出しているが、前年度までは業者が順番に受注しているのか、それとも、高坂防災株が毎年度受注しているのでしょうか。

金井係長： 令和5年度は株丸互が受注しています。その時の予定価格、落札率については、今、把握しておりません。

いろいろな契約を締結しているが、業者から参考見積を提出していただき、その金額と同額で入札され 100%の落札率で契約することもあり、今回のように、参考見積は高めの金額で提出され、本番の入札の時は、かなり金額を落とされる業者もいる。そういった、いろいろな事例があることから、私どもは、業者が出された金額が可能な限りのものということで判断しております。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.9 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.10 上越市ガス水道開閉栓WEB予約システムカスタマイズ業務委託》

今本委員長： 最後ですが、No.10 上越市ガス水道開閉栓WEB予約システムカスタマイズ業務委託について、随意契約の契約金額が決まった経緯。契約金額の妥当性について疑問をもって抽出させていただきました。こちらも金井係長説明をお願いします。

金井係長： この業務委託は、春日山町3丁目地内、上越市ガス水道局において、ガス水道の開閉栓をWEBにて申込みすることができる既存のシステムを概要に記載の機能を追加するカスタマイズを行うものです。

予定価格は税込143万円です。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。

抽出理由として、「随意契約の契約金額が決まった経緯。契約金額の妥当性。」ということあります。

当該業務委託は、設計積算することができない業務内容のため、担当係が仕様書を作成し、その仕様により参考見積を徴し、担当課にて

内容を確認し、設計金額を決定しています。

そして、決定した設計金額を基に、予定価格が決定されることになります。

先ほども説明させていただきましたが、今回の業務委託は既存システムのカスタマイズであり、システムを開発した業者以外ではカスタマイズを行うことができないため、随意契約を締結したものであります。

金額の妥当性についてですが、本システムはパッケージ製品であり、他社によるカスタマイズができないことから、価格比較はできませんが、担当係において、カスタマイズ仕様を検討する際に、現行システムを大きく変更せず、また、改修工数の削減につながる方式に変更するなど、業者と協議を重ねて仕様書を作成し、設計金額の削減に努めています。また、見積金額で予定された工期内に全て完了するかを確認していることから、本案件については適正な価格での契約であったと考えております

今本委員長： ありがとうございました。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

竹内委員： グローバルネットコアは上越市に出先機関があるのでしょうか。また、当初のシステムを紙等に出力し専門家に任せれば、今のこのＩＴ社会であるので専門家が見ればできるので、1者に偏るリスクがどこにあるのでしょうか。本当に他者では不可能なのでしょうか。

近藤係長： ガス水道局総務課の近藤です。

1点目のグローバルネットコアは市内に営業所はありません。県内の事業所です。

2点目、システムの件については、このシステムは元々、新潟県内にある蒲原ガス㈱が開発したシステムであります。このシステムはガス会社がガス会社のために開発した予約に特化したシステムとなっており、余計な機能がなく、他の予約システムと比較しても安価となっています。そのシステム内容を他者に教えることは基本的には企業秘密となっていることからできないものであります。

伊藤委員： 今の案件ではないですが、当初契約額から変更後の契約額が増額していたり、少し減額していたりというのが抽出案件のNo.1 旧橋撤去工事、No.2 河川しゅんせつ工事であります。これは実際工事が終わってみたら金額が少し下がったためその金額しか請求しませんでした。もう1件の方は予定していたよりもお金が掛かったため増額しました、という認識でいいでしょうか。

増額したのであれば、特別な事情があれば認めている、という感じなのでしょうか。

春日主任： 内容変更につきましては、その事象が起きる前に変更契約をします。80やろうとしていたところが100になる場合、仕様または設計を変更した上で、完了させます。減る場合については、現場を見たら100のものが80で済むといったところで、変更契約した上で、完了させます。ですので、この金額というのは、変更がわかった時点で変更契約をして、お互いに了解を得た上で完了するものになります。

伊藤委員： 落札後ということでしょうか。

春日主任： そのとおりです。

伊藤委員： わかりました。私は愛知県の出身で、上越市の中のこととはあまりよくわからないですが、過去に上越市で談合した業者があったのでしょうか。談合罪のあった業者の指名停止が解け、現在入札している業者がいるということはあるのでしょうか。

柳澤財務部長： 上越市発注、ガス水道局発注、いずれも古く遡ればそういう事象は恐らくあったかもしれません。ただ談合罪についてのその業者に対する指名停止なりの処分が明ければ、談合罪に影響される発注の制限というところは特段ないです。

伊藤委員： ありがとうございます。

【閉会】

今本委員長： それでは、以上で本日の議題は全て終了しましたが、他に事務局の方から何かございますか。

佐藤契約検査課長： それでは、3点お願ひいたします。

1点目は、令和7年度第2回会議の審議案件の抽出者については、次回は伊藤委員にお願いさせていただきたいと思います。伊藤委員には、改めて事務局からご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2点目は、本日の議事録の確認方法であります。上越市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定に基づき、事務局が議事録を作成し、委員長の確認を受けた上で、市の会議の公開制度に基づき、公表させていただきます。

3点目は、次回の当会議ですが、8月下旬を予定しております。詳しい日程につきましては、また委員の皆様とご相談の上、ご案内いたします。

今本委員長： それでは、本日は遅くまでありがとうございました。それでは次回もよろしくお願ひします。ありがとうございました。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。